

毎週火、金曜日発行(但休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十四年度にかかる根雨保健所等の
定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九
九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関
の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表
する。

昭和三十五年十一月十日

| | |
|---------|------|
| 鳥取県監査委員 | 松本利治 |
| 同 | 荻原治郎 |
| 同 | 井上善一 |

| | |
|------|-------|
| 同 | 戸田俊巳 |
| 監査箇所 | 執行年月日 |

| | |
|--------|-------------|
| 根雨保健所 | 昭和三十五年四月十五日 |
| 倉吉" | 同 二十一日 |
| 米子" | 同 五月十三日 |
| 郡家" | 同 六月十七日 |
| 浜村" | 同 七月十二日 |
| 鳥取" | 同 二十日 |
| 中央病院 | 同 五月二十五日 |
| 高等看護学院 | 同 |
| 衛生研究所 | 同 七月六日 |

保健所

昭和三十四年度にかかる各保健所の定期監査を執行し
たのであるが、その結果各所とも業務運営に努力しその
業績は逐次向上を見つつあるが、活動経費及び技術職員
の不足、施設設備の整備、一般住民に対する衛生思想の
普及徹底等業務運営の合理化につき検討の余地が認めら

れたので、今後これらに対する善処を切望する。
なお、各保健所共通事項は次のとおりである。

一 業務運営旅費並びに需要費の増額措置について

各保健所の業務実績は結核予防事業をはじめ全般的に逐年伸長を見、従つてこれに伴なう使用料等収入も漸次増進しているが、他面活動経費はこれに伴わず業務遂行に支障が認められるので、これが所要経費の増額措置につき県は検討善処の要がある。

二 技術職員の充実に ついて

各保健所とも厚生省基準定数に比較し医師及び保健婦等が少なく、とくに、食品、環境監視員及び衛生検査技師は次表に示すとおり相当下廻り監視指導並びに試験検査業務運営に支障を来している現状につき、県はその実状を検討し速に充実措置すべきである。

厚生省基準定数現員対比表

| | | | | |
|---------|---------|----|--------|----|
| 鳥取保健所現員 | 食品環境監視員 | | 衛生検査技師 | |
| | 厚生省基準 | 現員 | 厚生省基準 | 現員 |
| 八 | 四△ | 四 | 二 | 一△ |

| | | | | |
|---------|----|----|---|----|
| 倉吉 | 八 | 三△ | 二 | 一△ |
| 米子 | 八 | 五△ | 二 | 一△ |
| 計 | 二四 | 一△ | 六 | 二 |
| 郡家保健所現員 | 七 | 一△ | 一 | 四△ |
| 浜村 | 七 | 一△ | 一 | 一 |
| 根雨 | 七 | 一△ | 一 | 一 |
| 計 | 二一 | 三△ | 三 | 三 |
| 合 | 二 | △ | △ | △ |
| 計 | 二 | △ | △ | △ |

三 施設設備の充実強化について

本年度においてX線撮影装置(米子)をはじめ、試験検査室の新築改造並びに所長公舎新設(郡家)オートバイ配置(郡家、根雨)等その整備につとめ、機能の強化を図っているが、いまだ、耐用年数経過した間接撮影装置の更新(米子、倉吉、浜村)、試験検査室の分離(根雨)と模様替(鳥取)、試験検査器具の更新及び設備内容の充実等緊急を要するもののほか、医師公舎の新設、レントゲン車庫の設置(米子、根雨)栄養室設備の充実強化(鳥取、郡家、浜村、米子)を要するものがある。関係当局の善処を望む。
また、三十五年度に鳥取、倉吉、米子三所に対し自

動車を配置し、食品環境監視業務並びに伝染病その他予防防疫業務の能率化が期待されるが、他所に対するスクーターの配車についても配慮されたい。
なお、ケイリン号提供にかかる運転手の配置につき当局の検討を望む。

四 結核予防事業について

(1) 受診対象者の的確なるは、握について各所とも努力し逐年その確率は向上しているが、必ずしも満足すべき域に達していない。とくに、市町村及び使用者の行なうもの等は低調であるので、各関係機関と緊

市町村住民検診状況表

| 要項 | 鳥取 | | 郡家 | | 浜村 | | 倉吉 | | 米子 | | 根雨 | |
|------------|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|
| | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| 対象者 | 六四、五〇七 | | 四九、二六三 | | 一六、〇七八 | | 七六、八七三 | | 九九、二四〇 | | 二五、六〇〇 | |
| 受診人員 | 四〇、七四四 | | 三一、三九三 | | 一三、七二五 | | 三五、五八四 | | 二六、三五三 | | 一一、一八七 | |
| ツベルクリン検査人員 | 一一、七九四 | | 八、七七七 | | 二、八七〇 | | 五、九一〇 | | 五、六一八 | | 六、六二三 | |
| BCG接種人員 | 四、三五二 | | 三、七八六 | | 一、七一〇 | | 一、九九一 | | 二、五九六 | | 二、一五三 | |
| 間接撮影人員 | 三三、七九七 | | 二八、六七九 | | 一一、一六八 | | 三三、〇五七 | | 二二、一五三 | | 一〇、五二六 | |
| 直接撮影人員 | 一一、八七〇 | | 二、四六四 | | 四八七 | | 一、六一七 | | 一、〇八四 | | 六九三 | |
| 受診率 | 六三・二 | | 六三・七 | | 八五・四 | | 四六・三 | | 二七・六 | | 四七・六 | |

密な連絡をとるとともに検診台帳の整備を図らしむるよう指導の徹底を期するほか、検診結果報告義務の期限内履行につき万全を期されたい。

(2) 結核予防法による健康診断のほか、学校の如く定期外を含め二回以上実施しているが、次表の如く住民検診の低調性にかんがみこれに重点移行を図ることが必要と思われ、実施団体の体制の確立啓蒙宣伝、関係者の熱意の昂揚等実施方法の工夫改善につとめ、計画的、効率的運営に努力するよう検討されたい。

六 精神衛生事業について

| 計 | 根 雨 | 米 子 | 倉 吉 | 浜 村 | 郡 家 | 鳥 取 | 所別 | | ジフテリア | 痘そり | 百日ぜき | 腸 パ ラ | 合 計 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----|----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------|
| | | | | | | | 区 | 種別 | | | | | |
| CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | CBA 接完該 種了当 率者者 | 鳥 | 取 | 七、 九三、 七二、 三六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 四、 九三、 〇九、 六一、 〇六 | 一、 六五、 三九、 〇六 |
| 三三、 一九、 七八、 六二、 九六、 五 | 三三、 〇五、 八四、 四八、 八六、 九 | 一、 九四、 六六、 四一、 三六、 六 | 四、 四六、 七三、 七六、 二二、 三 | 一、 一、 八、 九、 五、 九 | 五、 六、 八、 九、 四、 七 | 六、 七、 九、 三、 七、 三 | 痘 | そ | り | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 一、 六五、 三九、 〇六 |
| 三三、 〇六、 八八、 〇二、 七四、 二 | 二二、 一六、 八二、 〇九、 八〇、 〇 | 一、 九、 七八、 三九、 二九、 五 | 五、 五、 八、 〇、 六、 三 | 一、 一、 九、 八、 五、 九 | 四、 四、 九、 六、 七、 〇 | 九、 九、 七、 四、 一、 九 | 痘 | そ | り | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 一、 六五、 三九、 〇六 |
| 一一、 一五、 七三、 九〇、 四七、 九 | 一、 一、 六、 〇、 五、 三 | 三、 四、 六、 五、 二、 九 | 四、 五、 七、 八、 〇、 三 | 九、 八、 五、 三、 四、 五 | 一、 二、 八、 九、 二、 五 | 九、 九、 五、 五、 九、 一 | 痘 | そ | り | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 一、 六五、 三九、 〇六 |
| 二四、 二〇、 六七、 四三、 四四、 四 | 二、 三、 七、 二、 四、 五 | 一、 八、 七、 二、 二、 七 | 六、 九、 六、 三、 一、 四 | 一、 二、 七、 〇、 七、 六 | 三、 五、 七、 八、 三、 五 | 四、 九、 三、 〇、 九、 六 | 痘 | そ | り | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 一、 六五、 三九、 〇六 |
| 三三、 五、 一、 七、 〇、 〇 | 三、 四、 一、 〇、 一、 八 | 一、 〇、 四、 八、 七、 二 | 一、 八、 一、 三、 七、 四 | 二、 一、 五、 八、 八、 六 | 五、 七、 一、 〇、 七、 七 | 一、 六、 五、 三、 九、 三 | 痘 | そ | り | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 九、 九七、 四一、 八六、 三九 | 一、 六五、 三九、 〇六 |

精神衛生法に基づく障害者の処置状況は、次表のとおり

予防接種実施状況表

結核患者家族検診状況表

| 要 項 | 所 別 | 鳥 取 | 郡 家 | 浜 村 | 倉 吉 | 米 子 | 根 雨 |
|--|--------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 対 象 者 数 | | 九、 八八、 〇 | 二、 七三、 〇 | 八、 〇六、 〇 | 七、 二四、 四 | 一、 一、 三、 二、 六 | 四、 三、 一、 八 |
| 受 診 人 員 | | 二、 五七、 七 | 二、 四三、 五 | 六、 六〇、 〇 | 二、 九三、 一 | 二、 九一、 五 | 六、 三三、 五 |
| ツ ベ ル ク リ ン 検 査 人 員 | | 三、 三二、 七 | 二、 七二、 一 | 五、 五 | 五、 五 | 五、 六 | 一 |
| B C G 接 種 人 員 | | 一、 四七、 七 | 一、 八九、 四 | 二、 四 | 二、 八、 八、 六 | 二、 八、 五、 八 | 四、 三、 一 |
| 間 接 接 種 人 員 | | 二、 一四、 一 | 一、 八九、 四 | 六、 四〇、 〇 | 二、 八、 八、 六 | 二、 八、 五、 八 | 四、 三、 一 |
| 直 接 接 種 人 員 | | 三、 三二、 五 | 九、 九八、 八 | 七、 九 | 一、 五、 九 | 一、 八、 四 | 二、 〇、 四 |
| 受 診 率 | | 二、 六、 一 | 八、 九、 五 | 八、 一、 九 | 二、 八、 八 | 二、 五、 七 | 一、 四、 七 |

(3) 結核患者家族検診は次表のとおり郡家、浜村両所を除き低調である。昭和三十四年度発生新患者の感染経路は在宅患者の家族内感染がその六二%を占めているにかなり、患者訪問の実施による実態の掌握に努めるとともに患者の適正入院勧し、ようと家族の受診意欲の向上に格段の努力の要がある。なお、これが予算の増額措置につき当局の善処を望む。

五 伝染病予防事業について

(1) 伝染病の発生状況は鳥取、浜村両管内を除き前年度より増加している。

うち、赤痢の発生率が高く集団発生は増加の傾向を示しているので、水道並びに食品営業、給食施設等衛生管理の徹底指導を図るほか、予防思想の普及

向上に配意の要がある。

また、伝染病発生時における開業医の早期届出の励行方徹底指導を期されたい。

(2) 予防接種の計画実施については次表のとおり逐年向上しているが、なお、接種率の向上に努められたい。

りで各所とも逐年増加の傾向を示しているが、委託病床(二三床)が少いため完全収容が困難で早期治療社会不安の除去に支障が多い。
 県は、これが委託病床を六十床まで増設につき配慮すべきである。

精神障害者措置状況表

| 要項 | 所別 | | | | | 計 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|
| | 鳥取 | 郡家 | 浜村 | 倉吉 | 米子 | |
| 法二三条申請書受理件数 | 一九 | 一六 | 二二 | 二二 | 二九 | 九八 |
| 法二七条鑑定件数 | 九 | 一五 | 二〇 | 二〇 | 二六 | 八〇 |
| 法二九条該当件数 | 七 | 一四 | 一〇 | 一〇 | 一六 | 六一 |
| 措置入院件数 | 二 | 一 | 四 | 四 | 一 | 一六 |
| 入院できぬ件数 | 五 | 四 | 六 | 四 | 五 | 二六 |
| 繰越件数 | 五 | 四 | 二 | 五 | 八 | 二六 |

畜犬登録並びに注射状況表

| 種別 | 保健所別 | | | | | 計 |
|----|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| | 年度別 | 鳥取 | 郡家 | 浜村 | 倉吉 | |
| 登録 | 三十三年度 | 一、六八四 | 八四〇〇 | 二七四五 | 二、一八二 | 八、三七三 |
| 注射 | 三十四年度 | 一、八〇二 | 八四〇〇 | 二七四五 | 二、一八二 | 八、三七三 |
| | 三十三年度 | 三、一九五 | 一、三六〇 | 四四九九 | 三、七三九 | 一四、一六四 |
| | 三十四年度 | 三、一五五 | 一、三六〇 | 四四九九 | 三、七三九 | 一四、一六四 |

七 食品営業継続許可申請について
 許可期限満了後の申請が多く、中には数ヶ月も遅れているものもある。さらに、指導の徹底を図り登録事務の適正処理を期すべきである。
 八 狂犬病予防について
 登録及び注射状況は次表のとおりで登録、注射共昨年度に比較し若干増加している。
 第二回注射率は昨年度の五八・五％に比較し七三・一％と向上を示しているが、いまだ低調であるのでさらに一層の努力を望む。
 なお、時に野犬捕獲人夫と住民との間にトラブルがあるやに聞くのでかかることのないよう指導されたい。

九 食品、環境、薬事等各監視業務について
 これら監視及びその結果による行政指導に徹底を欠ぐ点が見受けられる。これは監視員の不足が最大の原因と思料せられ、これが増員若しくは専任化につき関係当局の善処を要望するとともに業務の合理的運営にも配意し監視実績の向上に努められたい。

一〇 簡易水道施設の改善指導について

本年度衛生研究所とともに簡易水道の実態調査を実施していた。
 その結果設計並びに管理上不十分なものが多く、末端給水において水質基準に適合しないものが七三％にも達しており不備の点はそれぞれ施設管理者に到達されている。

各保健所は今後これら不良施設の改善及び完全管理につき指導啓蒙の要が認められる。

なお保健所事務担当者に対する研修の早期実施が望まれる。

一一 業務運営の合理化について

- (1) 結核予防弁償金事務処理、とくに、ツベルクリン液、BCG液の発注数量の的確化並びに原材料繰越につき検討の余地がある。
- (2) 伝染病予防繰替金取扱事務に関連し小児麻ひ、ワクチン等予算外現金三百五十一万余円取扱っているが、これが取扱につき検討善処すべきである。
- (3) 診療報酬支払基金並びに国保連合会等に対する請求が相当遅延しているものがあり、また請求書記載事項の不備により基金または連合会から返送されるものもあるので、これが改善または整備に努められたい。

根雨保健所 昭和三十五年四月十五日 監査

監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

- 一 共通事項参照
- 二 経理出納その他事務処理については、おおむね良好と認めた。

倉吉保備所 昭和三十五年四月二十一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 共通事項参照

二 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

米子保健所 昭和三十五年五月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 共通事項参照

二 結核予防対策の一案として患者管理の徹底を期するため、結核患者登録票を作成完備していることは結構である。

三 住民検診計画の策定に当り、町村検診予算の関係等から一部不実施のところがあつたが、速に全域対象に実施するよう努められたい。

四 犬けい、苗場の適地移転につき考慮されたい。

五 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

郡家保健所 昭和三十五年六月十七日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 共通事項参照

二 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

浜村保健所 昭和三十五年七月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 戸 田 俊 己

一 共通事項参照

二 当所は砂丘地の高台にあり水利の便が悪く非常の際が懸念されるので、防火用貯水槽の早期新設の要がある。

三 栄養室の拡張整備工事を管轄費により執行しているが、その施工は粗漏れ、裂を生じている箇所、とき出

し不足等があるので、監督の徹底を期されたい。

四 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

鳥取保健所 昭和三十五年七月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 共通事項参照

二 厚生省より結核対策推進地区の指定を受け住民検診に重点を指向し努力しているが、住民カードの完了と、これが更新整備につき工夫活用につとめられたい。

三 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

中央病院 昭和三十五年五月二十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

本病院は、昭和三十四年四月温泉治療棟を増築完成し一八床増加して現在三一八床である。皮膚泌尿科の新設

により一〇科となり患者の状況は次のとおり外来、入院共前年度に比し相当数の伸長を見、病床利用率八七％は全国平均を上廻つておる。職員は院長はか一八三名(三五、二、一現在)で、県総合基幹病院として運営に努力していた。

一 本年度における病院事業の収支状況は、経常費収入決算見込額一〇九、九五〇千余円に対し人件費、原材料費及び需要費その他の支出が一〇一、六五三千余円で、差引単年度で八、二九七千余円の剰余見込であつた。

しかしながら臨時的支出として公債費償還金二〇、四六五千余円、拡充費六、五〇八千余円、看護婦養成所費三、〇八四千余円等が見込まれる対し、一般会計よりの繰入金六、一五八千余円、日赤貸付分県債償還金二、五五一千余円等があるので、これらを差引考慮すると一二、〇三一千余円の歳入不足となり、これに前年度に繰上充用した三五、三六四千余円を加えると、本年度未繰上充用を要する額は、四七、三九五千余円

となる見込であつた。かかる状態は今後相当長期間継続されることが予想され、その経営並びに運営の困難性が益益増大することが認められるので、県はさきに述べた指定事業審査報告の審査意見につき慎重検討の上、速かに公営企業会計方式を採用し、企業の経営の合理化と運営の効率化につとめられたい。

二 ガンセンター新設計画については、当初一六、五八〇千円(起債一一、〇〇〇千円、国庫補助二、二三〇千円、使用料三、三五〇千円)で施行予定のところ、その後追加更正により一七、七〇〇千円(起債一二、〇〇〇千円、国庫補助一、九〇〇千円、使用料三、八〇〇千円)としたが、諸般の事情により工事が遅延し、本年度において六、五一〇千円を執行し、一一、一九〇千円(工事請負費一〇、〇〇〇千円、備品費一、一五〇千円、食糧費四〇千円、これが財源起債一〇、二五〇千円、国庫補助九〇〇千円、使用料四〇千円)を繰越しているが、これが早期完工につとめられたい。

三 経営の合理化について

(1) 診療点数の合理的改訂については早期実現に一層努力すること。

(2) 人件費は前年度に比較し六、四〇〇千円増加している。これは自然増に併せ本年度医師の診療手当の増額、博士号取得者の昇給期短縮等によるものであるが、さらに副院長制度の採用等相当額の膨張が見込まれ病院経営面に重圧となつているので、看護婦構成の合理化と職員の適正配置並びに新陳代謝にたくに配慮されたい。

(3) 需要費とくに原材料費は前年度に比較し八、一九〇千円増加している。患者数の増加と物価の騰貴に伴なう已むを得ないものもあるが、予算は当初一八、〇〇〇千円が追加更正流用等により最終予算は二七、〇〇〇千円となつているので、予算積算の適正化を期するとともに支出の合理的執行にたくに配慮すべきである。

(4) 使用料未収金は五月末現在において一、二七四千余円のほか過年度分二、九九〇千余円ある。これ

常時継続的収入確保につき一層努力の要がある。
なお、未収カードの活用、入院保証書、退院票並びに誓約書の整備につとめ、入院中におけるの収納に万全を期されたい。

(5) カルテと入院計算簿並びに会計カードとの照合につとめてなお、的確を期すべきものが認められたので、照合事務の適正化について検討是正すべきである。

(6) 出張診療所の使用料収入については現金引継簿を備付明確にするとともに使用料収入と原材料受払の照査確認を実施する等運用の改善を図る要がある。

(7) 社会保険診療報酬支払基金並びに国保連合会の医療費査定返戻額は調定額の約一〇%を占めているので、入院症状経過明細の整備に配慮する等事務処理の合理化を図り返戻金漸減につとめられたい。
また、これが納付にかかる金庫払込の早期化につ

いても配意を望む。

(8) 給食用主食の払出について記帳並びに払出方法に考究改善を要する点が認められた。

(9) 薬品在庫量の内には使用可能で長期間在庫されているものが相当量含まれているが、これについても成るべく早期に活用をはかる等原材料の経済的使用に留意されたい。
なお、薬品の末端消費については伝票制度を採用し受払の明確化を計つていことは結構であるが、さらにこれが運営の万全を期されたい。

(10) 備品について台帳と現物の照合確認を行ない管理の適正を期すること。
四 上私都出張診療所は医師退職により五月より八月まで休業し、九月より再開、本院より週二日往診しているが、これが専任医師の充足につとめられたい。

また、本年度における収支状況は、使用料収入六〇千円に対し、事業支出四四九千余円で三三四千余円支出超過となり、これに対し国庫補助一七七千余円を受け差引二〇七千余円の赤字であつた。
なお、これが一般会計での財源措置につき考究されたい。

昭和三十四年度科別外来患者数

| 年度別 | 外科 | 外整形科 | 内科 | 眼科 | 耳鼻いんこう科 | 婦人科 | 小児科 | 歯科 | 皮膚泌尿器科 | 合 | 計 | 平均 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|--------|---------|---------|-----|
| 昭和三十三年 | 二六〇九八 | 一〇、二七二 | 二九、四七一 | 二、三六八 | 二〇、一三三 | 九、六六四 | 七、三二二 | 五、三三五 | 八、七三三 | 一一〇、七六六 | 一三〇、七六六 | 四〇三 |
| 〃三十四年度 | 二〇、五五五 | 一七、五七九 | 三三、四七二 | 一三、一五五 | 一九、六六二 | 一一、三三八 | 七、九四三 | 五、四九九 | 八、七三三 | 一五、九〇八 | 一五、九〇八 | 四八四 |

昭和三十四年度科別入院患者数

| 年度別 | 外科 | 外整形科 | 内科 | 眼科 | 耳鼻いんこう科 | 婦人科 | 小児科 | 歯科 | 皮膚泌尿器科 | 合 | 計 | 平均 |
|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-----|
| 昭和三十三年 | 一四、二四七 | 七、五五六 | 六〇、四三三 | 一、四二六 | 二、四七六 | 七、〇五五 | 一、三三三 | 一、四四一 | 九、六五 | 九四、六四四 | 九四、六四四 | 二五九 |
| 〃三十四年度 | 二二、五九九 | 一一、〇九七 | 五七、六五三 | 一、七三三 | 二、七六五 | 一〇、一四八 | 二、四三三 | 七 | 六五 | 九、六六三 | 九、六六三 | 二七二 |

高等看護学院 昭和三十五年五月二十五日監査

監査委員 松本利治 同 荻原治郎

一 当学院は、専任教員三名(教務主任一、看護婦二)事務担当者(兼任)三名のほか、院内講師三〇名、院外講師一六名で、厚生省基準により運営し、これが経費は一般会計繰出金により三、〇八四千余円の決算見

込であつたが、学生定数の拡大と低学年に対する私宅通院制度の検討及び舎監(またわ寮母)の設置につき考慮の要がある。

二 学院設備のうち、図書室、調理室及び化学実験室は授業運営並びに研修に必要度が高く、ことに廊下で図書閲覧の現状は考慮の余地が多いので、これが整備充実の要があるほか、教材教具、新刊図書等内容充実に

つき予算措置されたい。

三 授業実施状況をみるに学課実習共基準を大きく上廻つて実施されているが、計画に対し学課の進度遅延、実習時間の不足がみられる。

これは院内講師が病院事務多忙のため欠講勝ちとなることによるものであるが、他の講師の代講またわ振替等に工夫し努めて計画の完全実施に努力されたい。

衛生研究所

昭和三十五年七月六日監査

監査委員 松本利治

試験検査実施状況調

| 細菌検査 | 結核検査 | 衛研 | 委任 | | | | | | | | | | 合計 |
|------|------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|----|
| | | | 鳥取保 | 郡家保 | 浜村保 | 倉吉保 | 米子保 | 根雨保 | その他 | 小計 | 合 | 計 | |
| 三三三 | 三三三 | 三、三九六 | 七二〇 | 一、四九七 | 一、六五八 | 九〇 | 五五五 | 一六六 | 二七 | 三、八九三 | 六、一九四 | 七、三六九 | |
| 四三二 | 四三二 | 五、〇五三 | 一一 | 五九八 | 二〇四 | 二一 | 一一 | 一一 | 一一 | 八〇四 | 六、一九四 | 九、六六七 | |
| | | 五、七九七 | 七 | 五八八 | 二〇四 | 二八七 | 五五五 | 一〇六 | 一一 | 一、三三三 | 六、一九四 | 九、六六七 | |
| | | 五、〇五三 | 七二〇 | 一、四九七 | 一、六五八 | 九〇 | 五五五 | 一六六 | 二七 | 三、八九三 | 六、一九四 | 七、三六九 | |
| | | 五、七九七 | 一一 | 五九八 | 二〇四 | 二一 | 一一 | 一一 | 一一 | 八〇四 | 六、一九四 | 九、六六七 | |

同 荻原治郎 同 井上善一

一 当所は、庶務係、細菌検査部、理化学試験部の一係二部制で、所長以下一六名(ほか放射能調査員日雇用三名)により業務運営しているが、試験検査実施件数は別表のとおりで逐年相当の増加を示し、とくに本年度は驚異的な増加となっている。

かかる実情からして現在の組織人容をもつては業務運営上支障が認められるので、組織の拡張、技術職員の充実につき検討善処すべきである。

00637

| 梅毒検査 | 水質検査 | 試理化学 験学 | 合計 |
|---------------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 三三三 四三二 | 三三三 四三二 | 三三三 四三二 | 三三三 四三二 |
| 一一一、〇六九 八、八八八 一、四七九 | 二四、四九七 七、七四三 | 八三、七〇〇 七、〇三〇 | 一一五、五九四 一七、九五六 九〇、四四三 |
| 三、三、五、四、四 三、一、〇、〇 | | 二、一、二、一 二、六、七 | 三、三、三、三、三 三、三、三、三、三 |
| 一一、〇八六 一、五七五 一、九二一 | 四七 | 一八三、三 | 七、四、九、三、六 五、六、七、八 |
| 三、九、八、三、八 四、一、三、八、三 | 二八、九 | 一一、六、七、四 | 四、三、七、五 四、六、八 |
| 三、七、七、三 四、四、四、三 | | 一、四、三、三 一、五、九 | 六、〇、七、五 六、五、五 |
| | | 一、〇、二、二 一、〇、六、二 | 五、五、六 六、四、六 |
| | | 三、一、一、一 | 一、八、五 一、〇、九 |
| | 五、 | 二、三、三、四 四、〇、〇、三 | 三、三、三、八 四、〇、〇、七 |
| 八、八、八、七、三 八、九、五、二 | 二、三、三、九 | 二、三、三、三、三 四、一、四、〇、三 | 一、六、八、八、五 一、五、八、三、〇 二、〇、五、六、六 |
| 二、〇、九、九、一 一、七、七、六、九 | 二、四、八、五、〇、六 五、〇、九 | 二、一、五、五、五 五、四、六、三 | 三、三、三、三、三 三、三、三、三、三 一、一、〇、八 |

二 当所の予算は使用料収入を主たる財源としている関係上事業費は少く増額の要が認められる。

とくに試験検査器具に対する予算は僅少で冷蔵庫等修繕料不足のため使用不能のまま放置されているものもあり、また新しい検査技術実施に伴なう機械器具も何ら購入出来ない状態で、これらの整備充実による合理的、効率的検査の実施を図る要が認められる。

三 各保健所よりの委託等にかかる試験検査のうちには、無料区分のものが相当件数あるのでこれに必要な予算

の計上、さらに所独自の研究調査費の計上措置する等予算編成の合理化を図る要がある。

なお、行政的試験として無料委託のものが多く、これは委託箇所で委託料の予算措置がなされるべきである。

四 当所敷地は民家と接し、よく、その境界が不明確であるので、実測明確化のうえ表示されたい。

五 経理出納その他事務処理は、おおむね良好と認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認、発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
【定価 一部月極一二〇円(配達料共)】